

北九州市首都圏認知向上・魅力発信調査事業
に係る公募型プロポーザル実施説明書

1 件名

北九州市首都圏認知向上・魅力発信調査事業

2 業務の目的

北九州市東京事務所は、北九州市と首都圏をつなぐ拠点として、首都圏のニーズやトレンドを踏まえ、北九州市の魅力を効果的に発信する役割を担っている。本業務は、首都圏における生活者や企業等のニーズ、価値観、消費・情報収集行動等を把握するとともに、それらを踏まえ、北九州市が有する地域資源の魅力及び首都圏への訴求可能性を分析することを目的とする。

また、首都圏における北九州市の認知向上を図るために効果的な魅力発信手法やコンテンツ、企業・クリエイター等との連携可能性を調査・検討し、北九州市が東京事務所を拠点として今後展開する認知向上・魅力発信に向けた取組の方向性を整理する。

さらに、本調査結果を踏まえ、翌年度以降の認知向上・魅力発信に向けた実証事業の検討につなげることで、北九州市への来訪促進、関係人口の掘り起こし・創出及び都市ブランドの向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日 ～ 令和9年3月31日

4 事業者選定について

公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するものとし、審査委員会による審査を行う。

審査会に参加する事業者は、以下の要領で「企画提案書」及び「見積書」を提出すること。審査委員会は「企画提案書」及び「見積書」の内容を審査し、提案事業者の中から1社を受託候補者として特定する。

5 予算上限額

6,000,000円（消費税および地方消費税相当額を含む額）

6 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望するもの（以下、「参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす法人又は複数の法人によるグループとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 受託候補者に選定された場合、履行期間内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の担当者が当該業務を担当できること。
- (4) グループの構成員は、単独での参加又は他のグループの構成員として、重複して参加しないこと。
- (5) グループで参加する場合は、代表する法人を定めること。

7 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、本プロポーザル参加資格を失うものとし、すでに提出された提案は無効とする。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなったとき。
- (2) 不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触したとき。
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 実施スケジュール

- (1) 公募開始 令和8年8月19日(水)
- (2) 質問書の提出期限 令和8年8月25日(火) 17時まで
- (3) 質問書への回答(予定) 令和8年8月28日(金)
- (4) 参加申出書の提出期限 令和8年9月2日(水) 17時まで
- (5) 提案書・見積書提出期限 令和8年9月9日(水) 正午まで
- (6) 審査会 令和8年9月11日(金)
- (7) 受託候補者特定 令和8年9月16日(水)
- (8) 以後のスケジュールは選定事業者との協議により決定する。

※各実施日は事務の都合により変更される場合あり。

9 説明会

企画提案書の作成等について、説明会は開催しない。

10 質問

質問がある場合は、質問書(様式1)により、「19 事業所管課」へ電子メールで提出すること。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

※提出の際、ファイル名を【貴社名_質問書】とすること

- (1) 質問書の提出期限
令和8年8月25日(火) 17時まで
- (2) 質問に対する回答予定
令和8年8月28日(金)までに随時回答
- (3) 質問回答方法
市ホームページにて公開

11 参加申出書について

参加する者は、以下のとおり参加申出書（様式2）を提出すること。

※提出の際は、ファイル名を【貴社名_参加申出書】とすること

（1）参加申出書の提出期限

令和8年9月2日(水) 17時まで

（2）提出先

「19 事業所管課」と同じ

（3）提出方法

電子メールで提出。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

12 企画提案書等の提出

参加希望者は、期限までに下記の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、提案にかかる費用については事業者の負担とする。

（1）提出書類・部数

ア 企画提案書（表紙は様式3、以降は様式自由）・5部

A4縦、横書き、片面刷り、左綴じを基本とする。

イ 事業者概要（様式4）・5部

グループで参加する場合、事業者ごとに提出すること。

ウ グループ構成表（様式5）・5部（グループでの参加者のみ）

エ 見積書（様式自由）・5部

見積金額総額及び明細（消費税及び地方消費税を合計した金額）。

※各業務内容の金額が分かるよう、業務ごとの明細を記載してください。

※見積額が予算を超えると失格となりますのでご注意ください。

オ 上記の電子データ（PDF形式）

（2）提出方法

ア 提出内訳

・ 1部は原本（社名入り、企画提案書表紙及び見積書は押印入り）、4部はいずれのページにも社名が記載されていないものを提出すること。

・ カバー等はせず、書類一式をホチキス止めで提出すること。

・ 電子データの提出は1つのファイル（PDF形式）にまとめ、ファイル名を【貴社名（社名あり）】【貴社名（社名なし）】とすること。

イ 提出期限

令和8年9月9日(水) 正午まで

※持参による提出の場合、平日の9時から17時

最終日は12時（正午）までの時間厳守とし、この期間以外の受付不可。

※提出の期限を過ぎた場合、失格とする。

ウ 提出先

「19 事業所管課」と同じ。

以下の二つの方法で提出すること。

①書面での提出

郵送又は持参にて提出。（郵送の場合は書留郵便で、上記期限必着）

②電子データでの提出

P D F 形式で電子メールにて提出。（上記期限必着）

直接添付もしくはオンラインストレージでも可。

※送信後、電話により受信の確認を行うこと。

13 企画提案書の記載事項について

企画提案書に記載する内容は、別紙「評価基準表」の評価項目に沿って記載すること。

14 審査について

審査は、提出された企画提案書に基づいて評価を行い、受託候補者を選定する。

（１）審査実施について

日時：令和８年９月１１日（金）

（２）審査基準

審査の評価項目、評価基準及び配点は、別紙「評価基準表」による。

15 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは提案者全員に次の事項を通知する。

- ・ 受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨。
- ・ 当該提案者の順位及び点数。
- ・ 受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について所定の期限までに説明を求めることができる旨。

16 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに次の事項を公表する。

- ・ 受託候補者の商号又は名称
- ・ 提案者数
- ・ 提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果
- ・ 審査委員会の委員（外部委員を含む）の氏名及び職名（職業）
- ・ 審査委員会における主な意見
- ・ 市の主な特定理由

17 受託候補者との契約締結

- （１）市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協

議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認められない。

- (2) 協議が整った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則（以下「契約規則」という。）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様。
- (5) 受託候補者が「7 参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合、上記（4）と同様に処理を行う。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規定の定めに従い処理する。

18 その他注意事項

- (1) 提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
なお、提出された書類等を公開する場合は、事前に当該提案者の同意を得るものとする。
- (2) 企画提案書を提出した後は、実施説明書、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 参加申出書の提出後、希望があれば辞退することが可能。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メールで辞退届（様式自由）を提出すること。

19 事業所管課

北九州市政策局東京事務所（担当：山田、森川）

電話：03-6213-0093

住所：〒100-0006

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館6F

M a i l : seisaku-tokyo@city.kitakyushu.lg.jp

以上